

平成 28 年 6 月 1 日
農 林 水 産 省

ブルネイによる日本産食品の輸入規制の変更について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うブルネイの日本産食品の輸入規制について、今般、以下の通り変更されましたので、お知らせします。なお、本措置は、平成 28 年 6 月 1 日（水）の証明書発行分から適用されます。

○輸入規制の変更の概要

福島県産の全ての食品について、別添資料のとおり、輸出に際し、放射性物質検査証明書を添付することとなりました。

これにより、従来輸入停止措置が講じられていた食肉、水産物及び牛乳・乳製品について、放射性物質検査証明書を添付すれば輸出できることとなりました。

なお、変更後の輸入規制の内容について、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/brunei_kisei_kanwa.html

<別添資料>

- ・ブルネイの輸入規制変更（新旧対照表）
- ・ブルネイの輸入規制措置の概要（平成 28 年 6 月 1 日以降）

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：羽鳥、杉山、諸岡
代表：03-3520-8111(内線 4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6733-6475